

やまぐち子育て応援企業宣言制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図るため、労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備等に積極的に取り組むことを宣言する事業者の登録等について必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 県内に事業所を有する事業者であって、次の各号のいずれにも適合し、かつ、その旨を宣言しようとするものは、知事に届け出ることができる。

- (1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第12条第1項又は第4項に基づき同条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局に届け出ていること。ただし、法第15条の2の認定を受けた認定一般事業主にあつては、この限りでない。
- (2) 前号の一般事業主行動計画を県において公表することについて同意していること。
- (3) 過去1年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。

2 前項の届出は、やまぐち子育て応援企業宣言届出書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、(1)及び(2)については、法第15条の2の認定を受けた認定一般事業主にあつては、この限りでない。

- (1) 一般事業主行動計画の写し
- (2) 都道府県労働局へ提出した一般事業主行動計画策定届の写し
- (3) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める種類

(登録)

第3条 知事は、前条の届出を受理したときは、やまぐち子育て応援企業名簿に登録するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ、登録した事業者（以下「登録事業者」という。）に関する現地調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の登録をしたときは、登録事業者にやまぐち子育て応援企業登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 3 登録事業者は、一般事業主行動計画の計画期間が終了した後において、第2条第1項各号のいずれにも適合する場合は、同条第2項各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(変更の届出)

第4条 登録事業者は、次に掲げる事項を変更したときは、速やかに、やまぐち子育て応援企業変更届出書（別記第3号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- (2) 県内事業所の所在地並びに名称（主たる事務所が山口県外にある場合）
- (3) 一般事業主行動計画の内容

(登録の抹消)

第5条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 虚偽の届出をしたとき。

- (2) 第2条第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
 - (3) 一般事業主行動計画に定める次世代育成支援対策を実施していないとき。
 - (4) 労働関係法令に違反する重大な事実があると認めるとき。
 - (5) 登録事業者から登録を抹消するよう申出があったとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、登録事業者として適当でないと認められるとき。
- 2 知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該事業者に通ずるものとする。
 - 3 第1項の規定により登録を抹消された事業者は、遅滞なく、登録証を知事に返納しなければならない。
 - 4 知事は、第1項の規定により登録を抹消された事業者がその責めに帰すことができない理由により同項各号に該当することが明らかであると認めるときは、当該事業者を再度登録するとともに、登録証を再交付するものとする。

(登録事業者への支援措置)

第6条 県は、登録事業者が実施する次世代育成支援対策に係る取組を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、次世代育成支援対策に係る取組の状況に関し報告を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月10日から施行する。

ただし、第2条第1項第2号の改正規定については、12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正前の要綱の規定に基づき名簿に登載された事業者は、改正後の要綱の規定に基づき登録されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

やまぐちイクメン応援企業宣言制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図るため、男性従業員と上司、同僚等が一体となった取組により男性が育児参加しやすい雇用環境の整備等に積極的に取り組むことを宣言する事業者の登録等について必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 県内に事業所を有する事業者であって、次の各号のいずれにも適合し、かつ、その旨を宣言しようとするものは、知事に届け出ることができる。

- (1) やまぐち子育て応援企業宣言制度に基づく登録を受けていること。
- (2) イクメンの取組促進を宣言するとともに、その取組内容を県において公表することについて同意していること。
- (3) 過去1年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。

2 前項の届出は、やまぐちイクメン応援企業宣言届出書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) やまぐちイクメン応援企業宣言書（第2号様式）
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める種類

(登録)

第3条 知事は、前条の届出を受理したときは、やまぐちイクメン応援企業名簿に登録するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ、登録した事業者（以下「登録事業者」という。）に関する現地調査を行うものとする。

2 知事は、前項の登録をしたときは、登録事業者にやまぐちイクメン応援企業登録証（別記第3号様式。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(変更の届出)

第4条 登録事業者は、次に掲げる事項を変更したときは、速やかに、やまぐちイクメン応援企業変更届出書（別記第4号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- (2) 県内事業所の所在地並びに名称（主たる事務所が山口県外にある場合）
- (3) 一般事業主行動計画のうちイクメンに係る取組の内容

(登録の抹消)

第5条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第2条第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) 一般事業主行動計画に定めるイクメンの取組を実施していないとき。
- (4) 労働関係法令に違反する重大な事実があると認めるとき。
- (5) 登録事業者から登録を抹消するよう申出があったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、登録事業者として適当でない認められるとき。

- 2 知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該事業者へに通知するものとする。
- 3 第1項の規定により登録を抹消された事業者は、遅滞なく、登録証を知事に返納しなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定により登録を抹消された事業者がその責めに帰すことができない理由により同項各号に該当することが明らかであると認めるときは、当該事業者を再度登録するとともに、登録証を再交付するものとする。

(登録事業者への支援措置)

第6条 県は、登録事業者が実施する次世代育成支援対策に係る取組を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、次世代育成支援対策に係る取組の状況に関し報告を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。